

令和 8 年自転車指導啓発重点地区

【 逗子警察署 】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

逗子地区・桜山 1 ~ 3 丁目

【選定理由】

- ・ 駅、駐輪場、商業施設が多数あり、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多く、歩道通行や逆走する自転車も多い。
- ・ 一時停止無視などによる自転車関連事故が多発傾向
(令和 7 年中人身事故 4 件)
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望がある。
- ・ 水道路は、交差点が多く、出合い頭による事故やトラブルが多い。

重点地区で

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での歩行者妨害等
- 携帯電話等を使用しながらの運転
- 警報後の踏切立入り
- 一時停止場所での不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。